

長野県告示第 232 号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

令和 7 年 5 月 15 日

長野県知事 阿 部 守 一

| 名 称               | 区 域   |
|-------------------|---|
| 下諏訪町土坂<br>水資源保全地域 | 下諏訪町字土坂 8241 番 1 から 12 まで、16、ロ-2 からロ-13、ロ-16 からロ-24、ロ-28、ロ-35 及びロ-36、8250 番口、8252 番口、8253 番 1 及びロ、8254 番、8255 番 1、ロ-1 及びロ-2、8256 番イ及びロ、8257 番 1 及び 2、8258 番口、8259 番 4、8272 番 1 及びイ、8273 番 1、8274 番イ、ロ-2 及びロ-3、8275 番イ<br>字山犬久保 8260 番口、8261 番イ及びロ、8262 番 2、8265 番、8266 番 1、4、5 及び 7、8269 番、8270 番 1 及び 2、8271 番イ及びロ<br>字蛭久保 8278 番、8279 番イ、ロ及びハ、8280 番イ及びロ、8292 番、8293 番<br>字寺平 8281 番、8282 番、8283 番、8284 番、8285 番 1 及び 2、8286 番、8287 番イ-1 からイ-3 まで、及びロ、8288 番 1、2 及びロ、8289 番、8290 番、8291 番、8297 番 3、チ-3 及びニ-1、8299 番 1、8300 番 1 及びロ、8301 番、8302 番 1 及び 2、8303 番、8304 番、8305 番 1 及びロの区域 |

(関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県諏訪地域振興局及び下諏訪町役場に備えて縦覧に供します。)

水大気環境課